

おくやみ 手続きのご案内



～ ご遺族の方へ ～



中 央 市

ご遺族の方へ

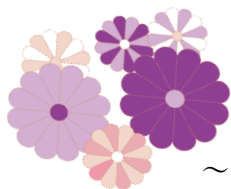
このたびは、ご親族の方のご逝去に際し、心からご冥福をお祈り申し上げます。

このご案内の各ページには、市役所での届出やその他一般的な手続きについて、
ご遺族の方が必要とされる情報を掲載しています。

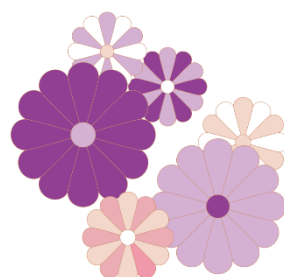
ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このご案内が、ご遺族の皆様にとって、少しでもお役に立てれば幸いです。

中 央 市



～ご遺族メモ～



目 次

チェック 欄	窓 口 番 号	内 容	ページ
☐	7	市民部 市民環境課【 戸籍・住基担当 】での手続き内容と必要なもの	1・2
☐	9	市民部 保険課【 国保・後期高齢者保険担当 】での手続き内容と必要なもの	3・4
☐		市民部 保険課【 年金担当 】での手続き内容と必要なもの	5
☐	10	市民部 税務課【 市民税・軽自動車税担当 】での手続き内容と必要なもの	6・7
☐		市民部 税務課【 資産税担当 】での手続き内容と必要なもの	8
☐	5	福祉部 長寿推進課【 高齢福祉担当 】での手続き内容と必要なもの	9
☐	6	福祉部 長寿推進課【 介護保険担当 】での手続き内容と必要なもの	9
☐	1	こども健康部 子育て支援課【 保育・児童福祉担当 】での手続き内容と必要なもの	10・11
☐	4	福祉部 福祉課【 障がい福祉担当 】での手続き内容と必要なもの	12
☐	8	市民部 市民環境課【環境担当】での手続き内容と必要なもの	13
☐	15・16	産業建設部 上下水道課での手続き内容と必要なもの	14
☐	18	産業建設部 建設課【 管理担当 】での手続き内容と必要なもの	15
☐	20	産業建設部 産業課【 農政担当 】での手続き内容と必要なもの	16
☐		市役所以外の主な手続き場所について	17
☐		その他、必要となる手続きについて	18

※窓口番号

【市役所本館：1・4・5・6・7・8・9・10】

【市役所南館：15・16・18・20】

1. 死亡届について

◇届出期間

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

◇埋火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。

◇届出地

亡くなられた方の本籍地、届出人の所在地、死亡地のいずれかの市区町村役所・役場

◇届出人

・親族

※親族が届出できないときは、下記の方が届出人になることもできます。(要相談)

・同居者

・家主、地主、家屋または土地の管理人

・成年後見人、保佐人、補助人

※登記事項証明書、または裁判所の謄本の提出が必要です。

◇届出について

24時間受付しますが、夜間にお届けの場合、火葬の予約と埋火葬許可証の発行が出来ないため、再度平日時間内に来庁していただきます。

○下記のものをお持ちください

・死亡届（右半面の死亡診断書または死体検案書に、医師による証明のあるもの）1通

・届出人の印鑑（届書への押印は任意ですが、埋火葬許可申請書への押印が必要です。）

◇火葬場について

・ふじかわ聖苑（南アルプス市東南湖 2165/☎055-284-6375）

・東八聖苑（甲府市右左口町 3016-1/☎055-240-1101）

【お問い合わせ】

中央市役所 市民部 市民環境課 / 戸籍担当（7番窓口）

☎055-274-8541

2. 戸籍の請求・印鑑登録・マイナンバーカード等について

◇死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでに、おおよそ下記の日数がかかります（土日祝日を除く）

- ・本籍地に届出をされた場合→おおむね2週間
- ・本籍地以外に届出をされた場合→おおむね3週間

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

	亡くなった方の本籍地が中央市	亡くなった方の本籍地が中央市以外
請求できる人	・配偶者、直系尊属（父母・祖父母）、直系卑属（子・孫） ・代理人 ※その他の方が請求する場合、事前に戸籍担当にご相談ください。	・配偶者、直系尊属（父母・祖父母）、直系卑属（子・孫） <u>※代理人による請求や上記以外の方からの請求はできません。</u>
持ち物	・公的機関発行の身分証明書（顔写真付きのものは1点、それ以外のものは2点） ・代理人の場合、委任状（様式は窓口または市ホームページにあります。）	・公的機関発行の<u>顔写真付き</u>身分証明書（免許証、マイナンバーカード等）
申請受付場所	・市役所本館（市民環境課） ・玉穂支所 ・豊富支所	市役所本館（市民環境課） <u>※玉穂・豊富支所では申請できません。</u>

◇印鑑登録証

印鑑登録証をお持ちの方は、返納してください。

◇個人番号カード（マイナンバーカード）

死亡届の届出以降、亡くなった方のマイナンバーカードは使用することができなくなります。

マイナンバーを年金の請求の関係などで使う場合がありますので、返却不要ですが、市役所に返却することもできます。

◇世帯主変更

亡くなられた方が世帯主だった場合、世帯主を新たに登録する必要がありますので、変更届を提出してください。

※1人世帯だった方は、届出する必要はありません。

【お問い合わせ】

中央市役所 市民部 市民環境課 /戸籍担当・住民担当（7番窓口）

☎055-274-8541

3. 国民健康保険について

◇被保険者証の返納（資格喪失手続き）

亡くなられた方の国民健康保険被保険者証（保険証）を返納してください。

【亡くなられた方が世帯主の場合】

同一世帯にいる国民健康保険加入者全員の保険証の変更が必要です。加入者全員の保険証をお持ちください。

また、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付を受けている方は、併せてお持ちください。

◇葬祭費の支給申請

中央市の国民健康保険に加入されていた方が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に対して葬祭費が支給されます。（50,000 円）

○下記のものをお持ちください

- ・申請者の印（葬祭を行った方の印鑑）
- ・葬祭を行ったことが確認できるもの（会葬礼状等）
- ・申請者（葬祭を行った方）の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）
- ・窓口に来られる方の顔写真付きの本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）

※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。（請求権の時効があるため）

【お問い合わせ】

中央市役所 市民部 保険課 / 国保担当（9番窓口）

☎ 0 5 5 - 2 7 4 - 8 5 4 5

4. 後期高齢者医療保険について

◇被保険者証の返納

中央市の後期高齢者医療保険に加入されていた方が亡くなられたときは、亡くなられた方の後期高齢者医療保険被保険者証（保険証）を返納してください。

また、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の交付を受けている方は、併せて返納してください。

◇葬祭費の支給申請

中央市の後期高齢者医療保険に加入されていた方が亡くなられた場合は、葬祭を行った方（喪主の方）に対して、山梨県後期高齢者医療広域連合より葬祭費が支給されます。（50,000 円）

○下記のものをお持ちください

- ・葬祭を行ったことが確認できるもの
（会葬礼状、式場の日程表、領収書等で葬儀の日及び喪主と故人の氏名が確認できるもの）
- ・申請者（葬祭を行った方）の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）
- ・申請者（葬祭を行った方）の本人確認ができるもの
（免許証などの顔写真付きのものは1点、保険証などの顔写真が付いていないものは2点）

※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。（請求権の時効があるため）

【お問い合わせ】

中央市役所 市民部 保険課 / 後期年金担当（9 番窓口）

☎ 0 5 5 - 2 7 4 - 8 5 4 5

5. 国民年金について

◇未支給年金等の請求

年金受給者の方が亡くなられた場合は、年金受給権者死亡届や未支給年金の請求等の手続きが必要になります。

なお、受給、加入状況により手続きが異なりますので、ご注意ください。

○国民年金のみを受給されていた方につきましては、下記のものをお持ちいただき市役所で申請してください。

- ・亡くなられた方の年金手帳
- ・亡くなられた方の戸籍又は除籍謄本（死亡の事実がわかるもの）
- ・ご遺族の方の戸籍謄本（亡くなられた方と請求者の関係がわかるもの）
- ・住民票除票（亡くなられた方の住所が施設にあった場合）
- ・ご遺族の方の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）
- ・ご遺族の方の本人確認書類
- ・ご遺族の方のマイナンバーがわかるもの
- ・生計同一申立書（亡くなられた方と請求者の世帯が異なる場合）
- ・亡くなられた方の年金証書

※厚生年金を受給されていた方は、年金事務所での手続きとなります。

また、その他の年金を受給されていた方は、支払先にお問い合わせください。

※加入状況により未支給年金を請求できない方は、死亡届を提出していただきます。

※詳しくはお問い合わせください。

- ・竜王年金事務所（甲斐市名取 347-3/☎055-278-1100）

◇死亡一時金の請求

国民年金の第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、年金を受け取らずに亡くなられた時、一緒に生活をしていた遺族が遺族年金などを受けられない場合に支給されます。

また、金額は、保険料を納付した期間等に応じて決まります。

なお、必要な書類は、上記の「未支給年金等の請求」の国民年金のみを受給している場合と同様になります。

【お問い合わせ】

中央市役所 市民部 保険課 / 後期年金担当（9番窓口）

☎055-274-8545

6. 市県民税（住民税）について

◇市県民税の賦課

市県民税（住民税）が、課税される基準日は、1月1日現在となっています。

したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、6月に住民税の納税通知書が送付されます。

納付状況や口座登録の状況等により、納税通知書などの送付先の指定・変更の手続きが必要になります。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合がありますので、ご確認ください。

※所得税・相続税については、税務署にご相談ください。

【お問い合わせ】

中央市役所 市民部 税務課 / 市民税担当（10番窓口）

☎ 055-274-8546

7. 軽自動車税について

◇軽自動車税

原動機付自転車・軽自動車等を所有されている方が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。

車種によってお手続きの窓口が異なりますので、下記をご確認ください。

【中央市役所 税務課でお手続きのできる車種】

- 原動機付自転車（125 cc以下）
- 特定小型原動機付自転車
- 小型特殊自動車（農耕作業用自動車・フォークリフト等）
- ミニカー

○下記のものをお持ちください

- ・ ナンバープレート
- ・ 標識交付証明書
- ・ 届出人の本人確認書類
- ・ 相続関係が確認できるもの

【中央市役所でお手続きのできない車種】

- 軽二輪車（排気量 125cc 超 250cc 以下）
- 二輪の小型自動車（排気量 250cc 超）

《お手続き窓口》

関東運輸局 山梨運輸支局（笛吹市石和町唐柏 1000-9/☎050-5540-2039）

○三輪・四輪の軽自動車

《お手続き窓口》

軽自動車検査協会 山梨事務所（笛吹市石和町唐柏 792-1/☎050-3816-3121:コールセンター）

【お問い合わせ】

中央市役所 市民部 税務課 / 市民税担当（10番窓口）

☎055-274-8546

8. 固定資産税について

◇固定資産税のお支払い

固定資産を所有する方が亡くなられた場合、相続人に納税義務が引き継がれます。
お支払いいただいていない固定資産税がありましたら期限内にお支払いください。
なお、納付書がお手元にない場合は、市役所税務課へお問い合わせください。

◇相続人代表者、現所有者の申告

相続登記の手続きが完了するまでの間、固定資産税に係る書類の送付先や現所有者を市役所へ申告していただく必要があります。

○下記のものをお持ちください

- ・印鑑
- ・お亡くなりになった方と相続人の中で代表となる方との相続関係が確認できる書類のコピー（以下のいずれか）
 1. 「相続人の中で代表となる方の戸籍謄本」または「被相続人の戸籍謄本」
※相続人代表者が法定相続人であることがわかるもの（関係性がわかる戸籍謄本）
 2. 法務局で作成された法定相続情報一覧図
 3. 遺産分割協議書
 4. 遺言書
(公正証書遺言又は自筆証書遺言は検認済証明書もしくは遺言書情報証明書)
 5. その他（相続人代表者が相続人であることがわかる公的な書類）

◇相続登記の手続き（甲府地方法務局へ）

中央市内の土地・建物についての相続登記は甲府地方法務局で手続きしてください。
※令和6年4月から相続登記の申請が義務化されました。(19・20 ページ参照)

【不動産の相続登記が必要な方】

- ・甲府地方法務局（甲府市丸の内1丁目1-18/☎055-252-7151）

法務省 HP「不動産を相続した方へ ～相続登記・遺産分割を進めましょう～」



【お問い合わせ】

中央市役所 市民部 税務課 / 資産税担当（10番窓口）

☎055-274-8546

9. 高齢福祉について

◇緊急通報装置（ふれあいペンダント）の返還について

緊急通報装置（ふれあいペンダント）の貸与を受けている方が亡くなられたときは、機器の撤去、返還の手続きが必要です。

【お問い合わせ】

中央市役所 福祉部 長寿推進課 / 高齢福祉担当（5番窓口）

☎ 055-274-8558

10. 介護保険について

◇資格喪失の手続きについて

中央市の介護保険の被保険者（65歳以上の方等）が亡くなられたときは、資格喪失の届出と介護保険被保険者証等の返納が必要となります。

○下記のものをお持ちください

- ・相続人代表となる方(または届出人)の口座番号がわかるもの（預金通帳等）
※介護保険料の精算により還付が発生した場合の受取口座を確認するため。
- ・介護保険被保険者証（濃い水色）
- ・介護保険負担割合証（白色、交付されている方のみ）
- ・介護保険負担限度額認定証（白色、交付されている方のみ）
- ・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（白色、交付されている方のみ）

※被保険者証等を紛失した場合は窓口でご相談ください。

※他市町村の被保険者として住所地特例の適用を受けている方は、介護保険被保険者証等に記載されている市町村で手続きが必要になります。

【お問い合わせ】

中央市役所 福祉部 長寿推進課 / 介護保険担当（6番窓口）

☎ 055-274-8556

11. 児童手当について

児童手当を受給している方が亡くなられた場合は、未支払手当請求書、新規認定請求が必要となります。

児童手当の受給対象児童、または受給要件児童（18歳以下の子）が亡くなられた場合は、額改定届または、資格喪失届が必要となります。

【児童手当受給者が亡くなられた場合】

○下記のものをお持ちください

- ・新養育者の保険証
- ・児童名義の振込口座がわかるもの（預金通帳等）
- ・新養育者名義の振込口座がわかるもの（預金通帳等）
- ・新養育者のマイナンバーカード
- ・在留資格確認の書類（在留カード・パスポート等） ※新養育者や児童が外国籍の場合

12. 子ども医療費助成金について

子ども医療費助成を受けている児童の養育者が亡くなられた場合は、資格者証の変更、または、ひとり親医療費助成金受給資格者証への切り替えが必要になる場合があります。子ども医療費助成を受けている児童が亡くなられた場合は、資格喪失届が必要になります。

○下記のものをお持ちください

- ・印鑑（朱肉使用の印）
- ・子ども医療費助成金受給資格者証
- ・児童の保険証（新養育者に保険証を変更する場合）

【お問い合わせ】

中央市役所 こども健康部 子育て支援課 / 児童福祉担当（1番窓口）

☎ 055-274-8557

13. 保育園・児童館について

保育園、放課後児童クラブを利用されていた方が亡くなられた場合は、認定取消届の提出が必要になります。

また、保育園等を利用している児童の保護者が亡くなられた場合は、保育料・副食費の変更手続きが必要になります。

○下記のものをお持ちください

- ・印鑑（朱肉使用の印）

14. 児童扶養手当について

児童扶養手当を受給していた保護者の方が亡くなられた場合は、受給者死亡届、未払児童扶養手当請求書の提出が必要になります。

また、児童扶養手当を受給されていた方のお子様が亡くなられた場合は、額改定届または、資格喪失届の提出が必要になります。

○下記のものをお持ちください

- ・印鑑（朱肉使用の印）
- ・児童扶養手当証書

15. ひとり親家庭医療費助成金について

ひとり親家庭医療費助成金を受給していた方が亡くなられた場合は、資格喪失届等の提出が必要になります。

また、対象となっているお子様が亡くなられた場合は、資格等変更届または資格喪失届の提出が必要となります。

○下記のものをお持ちください

- ・印鑑（朱肉使用の印）
- ・ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証

【お問い合わせ】

中央市役所 こども健康部 子育て支援課 / 保育担当・児童福祉担当（1 番窓口）

☎ 0 5 5 - 2 7 4 - 8 5 5 7

16. 障がい者福祉関係について

◇各種手帳・受給者証

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられた場合は、返納手続きを行ってください。

また、亡くなられた方が自立支援医療受給者証、重度心身障害者医療費助成受給者証、障害福祉サービス受給者証、タクシー券等の交付を受けている場合は返納してください。

○下記のものをお持ちください

- ・印鑑（朱肉使用の印）
- ・各手帳及び受給者証
- ・申請者の方の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）
※重度医療受給者の場合
- ・申請者の顔写真付きの本人確認書類（免許証等）

※中央市福祉手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当を受給していた方、心身障害者扶養共済制度を利用されていた方につきましては、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

中央市役所 福祉部 福祉課 / 障がい福祉担当（4番窓口）

☎ 055-274-8544

17. 飼い犬について

◇登録等手続き

亡くなられた方が犬の所有者であった場合、登録変更の手続きが必要です。

また、新しい所有者が中央市外の方となる場合、その方がお住いの市区町村での届出となります。

なお、犬が亡くなった場合も、犬の死亡の届出が必要になります。

○下記のものをお持ちください

- ・犬の登録情報がわかるもの（鑑札、狂犬病予防注射の案内ハガキ等）

【お問い合わせ】

中央市役所 市民部 市民環境課 / 環境担当（8番窓口）

☎ 055-274-8543

18. 上下水道について

亡くなられた方が上下水道の使用者名義人であった場合、届出が必要になります。

なお、上下水道の使用地区および使用状況によって窓口が異なります。

使用状況などが不明な場合は、上下水道課にて確認・案内をさせていただきます。

使用状況	地区別届出窓口(一覧)		
	田富地区	豊富地区	玉穂地区
上下水道	上下水道課 上水道担当又は簡易水道担当		甲府市上下水道局
上水道のみ(汚水は浄化槽)			
下水道(井戸を使用)	上下水道課 下水道担当		

以下、中央市役所上下水道課における手続きについて記載します。

甲府市上下水道局につきましては、電話にて問い合わせいただき手続きをお願いします。

◇上下水道の使用者が亡くなられた場合で、同居されていた方もしくは親族の方が引き続き使用するとき

- ・使用者変更の届出が必要となります。(印鑑は不要です)

届出人：同居されていた方もしくは親族の方

※上記の方の代理人でも可(代理手続きのための書類は不要です)

※届出の際は納入方法などについて確認させていただきます。

※新たに口座引落をする口座を設定する場合は、別途口座振替依頼書をお渡しします。

なお、口座振替依頼書は、金融機関の窓口へ提出していただくものとなります。

◇上下水道の使用者が亡くなられた場合で、上下水道の使用をやめるとき

- ・閉栓の届出が必要となります。(印鑑は不要です)

届出人：親族の方もしくはその代理人(代理手続きのための書類は不要です)

※届出の際は精算方法などについて確認させていただきます。

【お問い合わせ】

中央市役所 産業建設部 上下水道課 上水又は簡易水道担当 (15番窓口)

☎ 055-274-8554

中央市役所 産業建設部 上下水道課 / 下水道担当 (16番窓口)

☎ 055-274-8555

甲府市上下水道局 / サービスセンター

☎ 055-228-3311

19. 市営住宅について

亡くなられた方が市営住宅に入居していた場合、名義変更や世帯員の異動の手続きが必要になります。

なお、状況に応じて手続きが次のとおり異なります。

◇住宅の名義人が亡くなられた場合で、住宅に同居されていた方が引き続き住宅にお住いになりたい場合

- ・名義人変更（入居承継）の手続きが必要となります。（事実発生後30日以内）

届出人：住宅の使用を承継されたい方

○下記のものをお持ちください

- ・世帯全員の住民票（住宅の名義人が亡くなられた後に発行されたもの）
- ・亡くなられた方の住民票（除票）
- ・世帯全員の課税証明書
- ・戸籍謄本（新名義人と故人の続柄が分かるもの）
- ・連帯保証人の印鑑証明書及び収入を証する書類
- ・納税証明書（18歳以上の方全員分）
- ・印鑑（朱肉使用の印）

◇住宅の名義人以外の方が亡くなられた場合

- ・世帯員の異動手続きが必要となります。

届出人：住宅の名義人

○下記のものをお持ちください

- ・世帯全員の住民票（住宅の名義人以外の方が亡くなられた後に発行されたもの）
- ・亡くなられた方の住民票（除票）
- ・印鑑（朱肉使用の印）

◇住宅の名義人が亡くなられた場合で、同居されていた方がいない場合

- ・住宅を退去する手続きが必要となります。

※詳しくは、下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

中央市役所 産業建設部 建設課 / 管理担当（18番窓口）

☎055-274-8553

20. 農業者関連について

◇農業者年金（死亡届、未支給年金請求）について

受給権者が亡くなられた場合は、遺族は「農業者年金死亡関係届出書」と必要書類を住所地の農協（JA）を経由して提出する必要があります。

まずは下記窓口でご相談ください。

【豊富地区の方】

- ・ 笛吹農業協同組合笛南支所（甲府市下曾根町 1136-1/☎055-244-3710）

【田富・玉穂地区の方】

- ・ 山梨みらい農業協同組合昭和支店（中巨摩郡昭和町河東中島 328/☎055-275-2125）

◇農地の相続について（農地法第3条の3第1項の規定による届出）

農地の所有者が亡くなられた場合には、農地の相続手続きが必要です。

農地の相続登記が完了後、農業委員会事務局へ登記完了証の写しと印鑑をお持ちのうえ手続きをお願いします。

◇森林の相続について（森林法第10条の7の2第1項の規定による届出）

相続により森林の土地の所有者となった方は、市への届出が必要です。

森林所有者となった日から90日以内に取得した土地がある市町村の長に届出を行います。

森林の相続登記が完了後、登記完了証の写しと印鑑をお持ちのうえ手続きをお願いします。

◇所有している農地を耕作できない等々

所有する農地が荒廃化する前に、山梨県農業振興公社が実施する「農地中間管理事業」を活用し、他の農業者に貸し出すことをご検討ください。

公的な機関を通じた取り組みなので、安心して農地の貸し借りができます。

ただし、借り受けが可能な農地は、市街化区域以外の耕作可能な農地に限ります。

また、荒廃農地の保全についてもお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

- ・（一財）中央市農業振興公社（中央市大鳥居 3866/☎055-269-2411）

【お問い合わせ】

中央市役所 産業建設部 産業課 / 農政担当（20番窓口）

（中央市農業委員会）

☎055-274-8561

21. 市役所以外の手続き場所について

◇不動産の相続登記が必要な方	甲府地方法務局
	甲府市丸の内1丁目1-18
	055-252-7151
◇恩給を受給されている方	総務省恩給相談室
	03-5273-1400
◇雇用保険（失業保険）に加入されている方	ハローワーク（公共職業安定所）
	甲府市住吉1-17-5
	055-232-6060
◇運転免許証をお持ちの方	山梨県総合交通センター
☞ 返納手続きが必要です。	南アルプス市高砂825
	055-285-0533
◇パスポートをお持ちの方	山梨県パスポートセンター
☞ 返納手続きが必要です。	甲府市丸の内1-6-1
	055-222-2040
◇特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方	山梨県中北保健福祉事務所 （中北保健所）
☞ 返納手続きが必要です。	韮崎市本町4-2-4
	0551-23-3443
◇在留カード・特別永住者証明書をお持ちの方	法務省 出入国在留管理庁
☞ 返納手続きが必要です。	東京都千代田区霞が関1-1-1
	03-3580-4111
◇相続税の申告	甲府税務署
☞ 相続した財産等の合計額が「遺産に係る基礎控除額」を超える場合、相続税の申告をする必要があります。	甲府市丸の内1丁目1-18
	055-254-6105

22. その他、必要となる手続きについて

【ご遺族メモ欄】	
◇電気料金の名義変更・解約	
◇ガス料金の名義変更・解約	
◇水道料金の名義変更・解約	
◇NHK他名義変更・解約	
◇携帯電話解約	
◇その他利用サービス	
(新聞など)の名義変更・解約	
◇クレジットカードの解約	

所有者不明土地^(※)の解消に向けて、
不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、**相続登記の免税措置**も、拡大されています
- 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続は、**法務局のホームページ**をご覧ください
- 相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU



令和 6 年から始まる義務化は、私に関係があるの？
今からできることは、あるの？

A

相続登記の申請の義務化は、令和 6 年 4 月 1 日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります

それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行うことが、重要**です

相続登記を促進する税制上の措置（100 万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和 4 年 4 月から、拡充されています

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）



相続登記の申請って大変じゃないの？
どのような手続をとればいいのか？

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います

手続は、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③**法定された割合による相続**の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

（法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください）



相続登記について、更に知りたいときは
どうすればいいのか？

A

- 全国の法務局では、**手続案内**を行っています（**予約制**）

（各法務局の案内はこちらに掲載しています）



- 法務局ホームページで、**手続や書式**をご案内しています

詳しくは、上記法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」の「相続登記の手続等についてお知らせします」から

- **専門家（司法書士・弁護士）に相談**したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会のホームページ（登記相談のご案内）



日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）



あなたの相続手を応援します！

法定相続情報証明制度

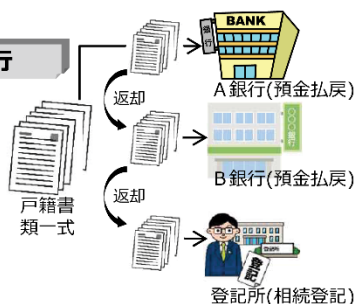


平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

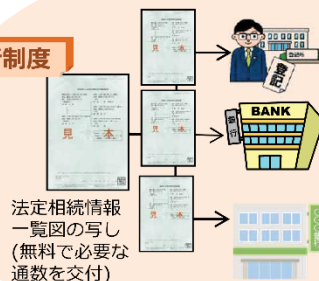
※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要

● 現行



● 新制度



ポイント！

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

手続の流れ

～法定相続情報証明制度の手続の3STEP！～

STEP 1

必要書類の収集



STEP 2

法定相続情報
一覧図の作成



STEP 3

申出書の記入・
登記所へ申出



法定相続情報一覧図
の写しの交付

戸籍謄本の束の代わりとして
各種相続手続へお使いください。

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#)  でもご覧いただけます。



法務省
MINISTRY OF JUSTICE

(令和3年4月1日改訂)

よくあるご質問

手数料はかかりますか？

本制度は、無料でご利用いただけます。
※戸籍謄本の取得には、所定の手数料が必要となります。
また、郵送による申出や一覧図の交付に当たっては、所定の郵送料が必要となります。

提出した戸籍謄本は返却されますか？

戸籍謄本等は、一覧図の写しを交付する際に併せて返却します。

※STEP1で示す「必ず用意する書類／必要となる場合がある書類」に掲げる①、②（⑦）、③及び⑤は、登記官が内容を確認した後、一覧図の写しを交付する際に返却します。なお、⑥は、原則返却しませんが、原本と併せてコピー（原本と相違がない旨を記載し、代理人の記名がされたもの）が提出された場合は、その原本を返却します。

一覧図に記載する被相続人との続柄については、必ず戸籍に記載される続柄を記載する必要がありますか。

申出人の選択により、続柄を「子」と記載することでも差し支えありません。ただし、続柄を「子」と記載した場合は、相続税の申告等、これを利用することができない手続がありますので、ご注意ください。

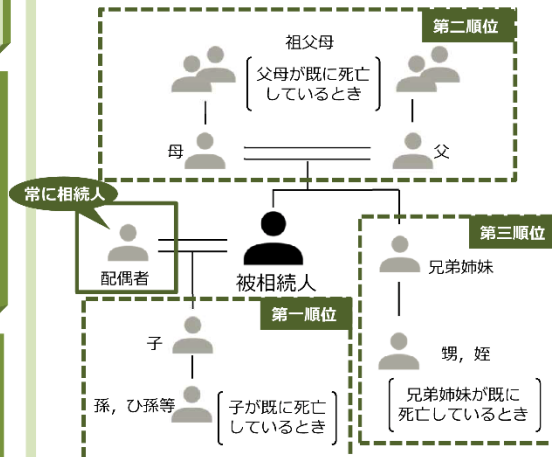
一覧図に相続人の住所は記載しなくてもよいのですか。

法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは相続人の任意とされていますが、記載することにより、その後の手続（例：相続登記等の申請、遺言書情報証明書の交付の請求等）において各相続人の住所を証する書面（住民票の写し）の提供が不要となることがあります。

※詳細については、法定相続情報一覧図の写しの提出先となる各機関へお問い合わせください。

家族のうち、誰が相続人となるのですか？

相続人の範囲は、次のとおりです。



申出の手続をとる時間がありません。誰かに頼むことはできますか？

申出の手続は、次の資格者代理人に依頼することができます。

- ・弁護士 ・司法書士 ・土地家屋調査士
- ・税理士 ・社会保険労務士 ・弁理士
- ・海事代理士 ・行政書士

※本制度の委任による代理は、上記の専門家のほか、申出人の親族に限られます。

一覧図の写しが追加で必要となりました。再交付を受けることは可能ですか？

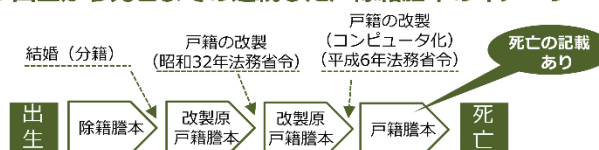
再交付することは可能です。

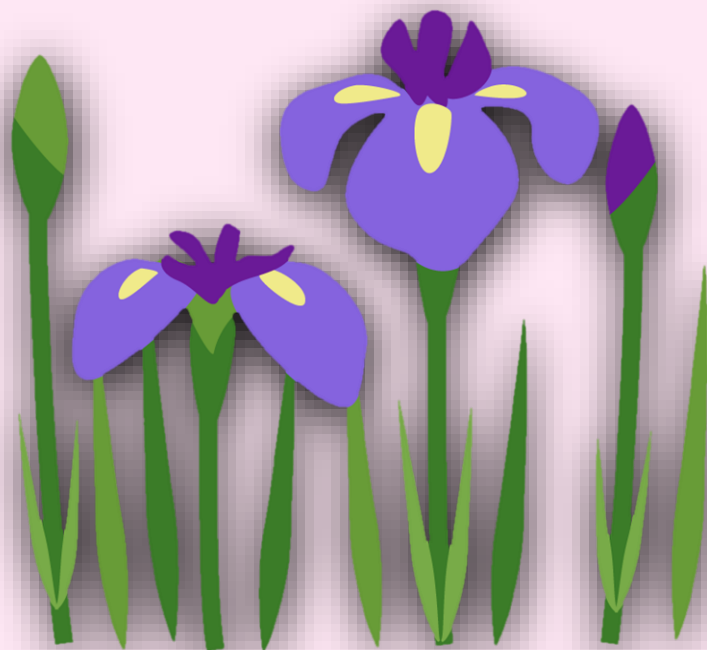
※提出された法定相続情報一覧図は、登記所において5年間保管されます。この間は、一覧図の写しを再交付することが可能です。再交付の申出書は、法務局ホームページをご覧ください。

被相続人の出生から亡くなるまでの戸除籍謄本とは何ですか？

相続人を特定するためには、被相続人（亡くなられた方）の全ての戸除籍謄本を漏れなく確認する必要があります。戸籍は、被相続人が生まれてから結婚による分籍や転籍、戸籍のコンピュータ化による改製などにより、複数種類にわたる場合があります。市区町村役場で戸籍謄本を請求する際は、相続手続に必要なため、被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸除籍謄本が必要であることをお伝えください。

●出生から死亡までの連続した戸除籍謄本のイメージ





【令和 6 年 4 月改訂】

発行・編集 中央市役所 市民部 市民環境課

〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原 301 番地 1

電話 055-274-8541 FAX 055-274-1124

URL <http://www.city.chuo.yamanashi.jp/>